





II 就労による経済的自立

1. 勤労観・職業観を育てるキャリア教育の実施

-  (1) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業〔経済産業省〕
-  (2) 学校におけるキャリア教育の推進〔文部科学省〕
-  (3) 目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）事業〔文部科学省〕
-  (4) 地域産業の担い手育成プロジェクト
〔文部科学省、経済産業省、農林水産省、水産庁〕

(1) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業

★ニート・フリーターの増加や若者の早期離職問題などにより、早期の段階から職業への意識を高めるキャリア教育の重要性が増してきています。

効果的なキャリア教育の実施に当たっては、産業界の協力が欠かせないものとなりますが、そのためには教育現場との仲介役（コーディネーター）となる地域のNPOなどの民間主体の役割が非常に重要です。

このため、平成20年度においては、キャリア教育のコーディネーターに必要な知識・ノウハウ等を備えた人材を育成するための研修プログラムの開発等の事業を全国8地域で実施しました。

21年度においても、コーディネーターの育成を行うとともに、自立可能なキャリア教育の仕組みを構築することを通じて、地域で一体となったキャリア教育への取組を推進していきます。

 <http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/index.html>

(2) 学校におけるキャリア教育の推進

★改正教育基本法において、教育の目標の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」とされたことや新学習指導要領などを踏まえ、各学校においては、子どもたち一人ひとりの勤労観・職業観を育てるため、子どもたちの発達段階に応じて、学校の教育活動全体を通じた組織的・系統的なキャリア教育を推進しています。

(3) 目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）事業


★農業、工業、商業などの専門高校で、社会や地

域のニーズに応じて、スペシャリストの育成のために先導的な取組を行う専門高校等を目指せスペシャリストに指定し、支援を実施しています。

〔指定校数〕 34校（平成21年3月31日現在）

〔参考〕指定校の取組例

- ・地域の大学・研究機関等と連携した専門的職業人（技能者）の育成方策
 - ・有用性の高い新品種等の開発支援方策
 - ・専門高校生が受験可能な高度資格に挑戦する学力を付ける支援方策
 - ・職業教育を通じた起業家精神の育成
 - ・専門高校の技術力を生かした海外協力
 - ・研究成果の特許出願への挑戦支援方策
- ※学習指導要領によらない教育課程の編成等も可能

 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/08/08080823.htm

(4) 地域産業の担い手育成プロジェクト

★専門高校と地域産業界が連携して、ものづくりや食・くらしを支え、地域産業を担う専門的職業人の育成を関係省庁（経済産業省、国土交通省、農林水産省、水産庁）と共同で実施しています。

〔指定地域数 43 地域（平成20年度）〕

- ◆ものづくりを支える専門的職業人の育成
 - ・製造業関連（経済産業省と連携）・・・29道府県
 - ・建設関連（国土交通省と連携）・・・2県
- ◆食・くらしを支える専門的職業人の育成
 - ・農業関連（農林水産省と連携）・・・7県
 - ・水産関連（水産庁と連携）・・・5県

 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/06/08060505.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/20/07/08070407.htm

2. フリーターの正規雇用化の支援等

 (1) 「フリーター常用雇用化プラン」の推進〔厚生労働省〕

 (2) 国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）の実施〔人事院〕

(1) 「フリーター常用雇用化プラン」の推進

★年長フリーター等（25～39歳）に対する就職支援など、平成20年度においては、「フリーター常用雇用化プラン」を推進し、26.8万人（速報値）の常用雇用（※2）を実現しました。

① ハローワークによるフリーター常用就職支援

就職者数 約18.4万人（※1）

フリーター向けの窓口を設け、就職活動に関する個別相談・指導助言、フリーター向け求人確保、継続的な求人情報の提供、面接会の開催、職業相談・職業紹介、就職後の職場定着支援の常用雇用化のための一貫した支援等を実施。

② ジョブカフェによる常用就職支援

就職者数 約4.4万人

適性判断、カウンセリング、職業紹介等就職関連サービスを若年者にワンストップで提供するためのセンター（通称：ジョブカフェ）における支援。[46都道府県、87箇所]（うち40都道府県でハローワークを併設）

③ トライアル雇用による常用就職支援

就職者数 約2.7万人（常用雇用移行率79.4%）

ハローワークの紹介により、企業における3ヶ月の試行雇用を通じ、常用雇用への移行を促進。

④ ジョブ・カード制度等による若者の職業能力開発機会の提供

就職者数 約1.2万人（注：訓練修了後3ヶ月経過時点の就職状況）

日本版デュアルシステム（訓練機関の座学と企業実習を組み合わせた教育訓練プログラム）、雇用関係の下での実習と座学を組み合わせた有期実習型訓練等を実施。

※1 各種事業の実績について一定の重複調整を行った数値

※2 「常用雇用」とは、期間の定めのない雇用

平成21年度は、「フリーター等正規雇用化プラン」として、年長フリーターに重点を置き、職業相談、職業紹介から職業定着に至るまでの一貫した支援を集中的に行うとともに、30代後半の不安定就労者まで拡大したトライアル雇用制度、年長フリーター等を積極的に雇用する事業者に対する奨励金（1人100万円（大企業は1人50万円））を活用し、安定した就職につなげることをしています。また若者の応募機会の拡充について、事業主への相談を強化するとともに、事業主への相談機能の充実を図るほか、モデル的な取組を支援し、その成果を広く発信する予定です。

詳細は…

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha.html>

(2) 国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）の実施

★学歴・職歴等を問わず、フリーターや子育ての一段落した主婦等の30代の方に国家公務員への就職の機会を広げるため、平成19年度から実施している試験です。

20年度における試験の合格者（採用内定者）数は179人（うち女性41人）、19年度は162人（同34人）となっています。

なお、21年度においても引き続き試験を実施することとしています（採用予定数170名程度）。

詳細は…

<http://www.jinji.go.jp/tyutosaiyou/tyutosaiyou.htm>

3. 雇用の維持

② (1) 雇用調整助成金の拡充等〔厚生労働省〕

(1) 雇用調整助成金の拡充等

★景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させる場合や、残業削減を実施することにより雇用を維持する場合、当該事業主に対してその賃金等の一部を助成します。

支給要件の緩和や助成率の引き上げ等の制度改正を行い、以下のような助成内容となっています。

●大企業（雇用調整助成金）

休業等・出向に係る費用の助成率：2/3
教育訓練実施に係る加算額：4,000円

●中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）

休業等・出向に係る費用の助成率：4/5
教育訓練実施に係る加算額：6,000円

※解雇等※を行わない場合の助成率の上乗せ

助成率：大企業 2/3 → 3/4
中小企業 4/5 → 9/10

（参考）平成21年3月の実施計画届出件数
事業所数 46,558 事業所、対象者数 2,379,069 人

●残業削減雇用維持奨励金

残業を大幅に削減して、労働者の解雇等※を行わず、雇用の維持等を図った事業主に対して、助成します。

支給額 (年額)	有期契約労働者 (1人当たり：上限100人)	派遣労働者 (1人当たり：上限100人)
中小企業	30万円	45万円
大企業	20万円	30万円

※解雇等・・・雇用労働者の解雇の他、有期契約労働者の雇止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

詳細は…

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jigyounushi.html>

4. 母子家庭の母親等の就労支援

- ① (1) 母子家庭の母等の自立のための就業支援等の推進〔厚生労働省〕
(母子家庭等対策総合支援事業及び生活保護受給者等就労支援事業)

(1) 母子家庭の母等の自立のための就業支援等の推進

★①母子家庭等対策総合支援事業

母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等や看護師等経済的自立に効果的な資格の取得を支援する高等技能訓練促進費等事業等により自立支援を実施しています。

〔参考〕母子家庭等就業・自立支援センター

都道府県・指定都市・中核市が実施主体となり、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を実施。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/2.html>

詳細は…

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-katei.html>

★②生活保護受給者等就労支援事業

母子家庭等の母等に対して、ハローワークと福祉事務所等とが連携して、個々の対象者の状況、ニーズ等に応じたプログラムを策定する等の支援を実施しています。

平成20年度実績

- | | |
|----------|--------|
| ・支援対象者数等 | 5,679人 |
| ・就職率 | 63.0% |